





















### ③担い手

#### ■入院医療機関

- ◇ 病院・有床診療所（歯科を標榜するものを含む。）

#### ■在宅医療関係機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）
- ◇ 訪問看護事業所
- ◇ 薬局
- ◇ 居宅介護支援事業所
- ◇ 地域包括支援センター

## （２）日常の療養支援

### ①目標

- ◇ 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む。）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること

### ②関係機関に求められる役割

#### ■在宅医療関係機関に求められる役割

- ◇ 相互の連携により、患者が住み慣れた地域で、そのニーズに対応した医療及び介護が包括的に提供される体制を確保すること
- ◇ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ◇ 高齢者の包括調査を行い、適切な介入及び本人・家族へ療養のアドバイスを行うこと
- ◇ 災害時の対応マニュアル作成

### ③担い手

#### ■在宅医療関係機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）
- ◇ 訪問看護事業所
- ◇ 薬局
- ◇ 居宅介護支援事業所
- ◇ 地域包括支援センター
- ◇ 介護老人保健施設
- ◇ 特別養護老人ホーム
- ◇ 短期入所サービス提供施設

## （３）急変時の対応

### ①目標

- ◇ 在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、薬局、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること

### ②関係機関に求められる役割

#### ■入院医療機関に求められる役割

- ◇ 在宅療養支援病院・有床診療所において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した時に、必要に応じて一時受け入れを行うこと

■在宅医療関係機関に求められる役割

- ◇ 在宅療養者の病状の急変時における連絡先をあらかじめ患者や家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること
- ◇ 24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること

③担い手

■入院医療機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）

■在宅医療関係機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）
- ◇ 訪問看護事業所
- ◇ 薬局

(4) 看取り

①目標

- ◇ 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること

②関係機関に求められる役割

■入院医療機関に求められる役割

- ◇ 在宅医療機関に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること

■在宅医療関係機関に求められる役割

- ◇ 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと
- ◇ 終末期に関する情報提供を家族に行うこと

③担い手

■入院医療機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）

■在宅医療関係機関

- ◇ 病院・診療所（歯科を標榜するものを含む。）
- ◇ 訪問看護事業所
- ◇ 薬局
- ◇ 居宅介護支援事業所
- ◇ 地域包括支援センター

## (5) 在宅医療において積極的な役割を担う医療機関

### ①目標

- ◇ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ◇ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ◇ 在宅医療を担う研修を行うこと
- ◇ 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ◇ 在宅療養者の家族への支援を行うこと
- ◇ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと

### ②関係機関に求められる役割

- ◇ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時などにおける診療の支援を行うこと
- ◇ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ◇ 在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ◇ 卒後初期臨床研修制度（歯科の場合、卒後臨床研修制度）における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ◇ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ◇ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ◇ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受入れを行うこと
- ◇ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行うこと

## (6) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

### ①目標

- ◇ 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること

### ②関係機関に求められる役割

- ◇ 地域の医療及び介護関係者による協議の場を定期的で開催し、在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ◇ 地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ◇ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ◇ 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること

### 第3 医療連携体制の圏域

在宅医療提供体制に係る圏域は、身近な地域において患者や家族が希望する場所での医療と介護の連携体制の構築を図っていく必要があることから、一次保健医療圏である市町村単位が基本となりますが、当面は、県、市町村、郡市医師会等との連携を行いやすくするため、青森県保健医療計画の二次保健医療圏域を基本とした取組を推進します。

なお、青森県介護保険事業支援計画における圏域についても、青森県保健医療計画の二次保健医療圏域と一致しています。

### 第4 本県の在宅医療対策の課題

本県の現状を踏まえ、患者や家族が希望する場所で安心して最期まで生活できるような在宅医療を地域において展開していくため、関係機関が連携しながら、次のような課題を柱に取り組みする必要があります。

#### (1) 現状

本県における在宅療養支援病院数、在宅療養支援診療所数は、人口10万人当たりの数で比較した場合、全国平均を下回っている状況にあります。また、在宅療養支援病院においては、津軽地域の1圏域のみであり、在宅療養支援診療所においては、地域によっては少ないところがあり、十分とはいえない状況となっています。

#### (2) 課題

本県の在宅医療を推進し、医療連携体制を構築していくためには、それを提供する医療機関の医師が中心となることから、訪問診療を提供する病院・診療所の拡充を図っていく必要があります。

#### <課題の関連指標>

人口10万人当たりの数 (平成23年7月 「保険局医療課データ」)

	青森県	全国平均
在宅療養支援病院数	0.14	0.41
在宅療養支援診療所数	5.8	10.1

地域毎の施設数 (平成24年12月1日 東北厚生局HP「施設基準の届出受理状況」)

在宅療養支援病院の届出施設数	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
	2	0	0	0	0	0

地域毎の施設数 (平成24年12月1日 東北厚生局HP「施設基準の届出受理状況」)

在宅療養支援診療所の届出施設数	津軽地域	八戸地域	青森地域	西北五地域	上十三地域	下北地域
	35	13	29	4	5	2

## 第5 数値目標と達成のための施策

課 題	課題解決にあたっての数値目標			目標達成のための施策 ( )は担い手
	目標項目	現状値	目標値 (H29年度)	
在宅医療を提供する医療機関の増加	在宅療養支援病院を有する医療圏数	1圏域	6圏域	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療についての医療従事者、一般県民、市町村、介護従事者等への普及啓発及び研修。</li> <li>(県、市町村、医師会等の関係団体)</li> </ul>
	在宅療養支援診療所数	88施設	増加	

在宅医療の医療体制（表）

機能	退院支援	日常の療養支援	
目 標	入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること	患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む。）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的、包括的に提供されること	
求められる役割	<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること</li> </ul> <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるように調整すること</li> <li>○高齢者のみでなく、小児や若年の患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること</li> </ul>	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相互の連携により、患者が住み慣れた地域で、そのニーズに対応した医療及び介護が包括的に提供される体制を確保すること</li> <li>○地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること</li> <li>○医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること</li> </ul>	
担い手・連携	<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・有床診療所</li> </ul> <p>【在宅医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> <li>○訪問看護事業所</li> <li>○薬局</li> <li>○居宅介護支援事業所</li> <li>○地域包括支援センター</li> </ul> <p>（＊ホームページ等で個別関係機関名を明示）</p> <p>※入院医療機関は、介護老人保健施設においても同様の取組を行うことが求められる。</p> <p>※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。</p>	<p>【在宅医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> <li>○訪問看護事業所</li> <li>○薬局</li> <li>○居宅介護支援事業所</li> <li>○地域包括支援センター</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○特別養護老人ホーム</li> <li>○社会福祉協議会</li> <li>○ボランティア</li> <li>（＊同左）</li> </ul> <p>※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。</p>	
	<p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行う。</li> </ul> <p>【在宅医療に必要な連携を担う拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の医療及び介護関係者による協議の場を開催し、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するため、関係機関との調整等を行う。</li> <li>（病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等）</li> </ul>		
医療圏域	<p>【一次保健医療圏】</p> <p>（市町村単位）</p>		
	<p>【二次保健医療圏毎】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○西北五地域保健医療圏</li> <li>○上十三地域保健医療圏</li> <li>○下北地域保健医療圏</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>（市町村を超えた連携）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西北五地域保健医療圏</li> <li>○上十三地域保健医療圏</li> <li>○下北地域保健医療圏</li> </ul>		
目標と指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養支援病院を有する医療圏数</li> <li>○在宅療養支援診療所数</li> </ul>		

急変時の対応	看取り		
在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を有する病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること	住み慣れた自宅や介護施設等、患者や家族が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること		
<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養支援病院・有床診療所において、連携している医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した時に、必要に応じて一時受け入れを行うこと</li> <li>○重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること</li> </ul> <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養者の病状の急変時における連絡先をあらかじめ患者や家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること</li> <li>○24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること</li> </ul>	<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること</li> </ul> <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと</li> </ul>		
<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> </ul> <p>【在宅医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> <li>○訪問看護事業所</li> <li>○薬局</li> </ul> <p>（*同左）</p> <p>※入院医療機関には、介護老人保健施設においても地域の実情に応じて同様の取組を行うことが求められる。</p> <p>※病院・診療所には、歯科を標榜するものを含む。</p>	<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> </ul> <p>【在宅医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院・診療所</li> <li>○訪問看護事業所</li> <li>○薬局</li> <li>○居宅介護支援事業所</li> <li>○地域包括支援センター</li> <li>○患者や家族が望む場所</li> </ul> <p>（*同左）</p>		
<p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行う。</li> </ul> <p>【在宅医療に必要な連携を担う拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の医療及び介護関係者による協議の場を開催し、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するため、関係機関との調整等を行う。（病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等）</li> </ul>			
<p>【一次保健医療圏】 （市町村単位）</p>			
<p>【二次保健医療圏毎】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul> <p>（市町村を超えた連携）</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○西北五地域保健医療圏</li> <li>○上十三地域保健医療圏</li> <li>○下北地域保健医療圏</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul> <p>（市町村を超えた連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西北五地域保健医療圏</li> <li>○上十三地域保健医療圏</li> <li>○下北地域保健医療圏</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青森地域保健医療圏</li> <li>○津軽地域保健医療圏</li> <li>○八戸地域保健医療圏</li> </ul> <p>（市町村を超えた連携）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西北五地域保健医療圏</li> <li>○上十三地域保健医療圏</li> <li>○下北地域保健医療圏</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅療養支援病院を有する医療圏数</li> <li>○在宅療養支援診療所数</li> </ul>			